

公 告

熊本県公告第257号

本渡市本渡市土地改良区理事長安田公寛から、土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成15年3月31日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し出られたい。

平成15年4月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成15年4月14日から平成15年5月13日まで
- 2 縦覧場所
本渡市役所
本渡市土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
方原地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
変更後の本渡市土地改良区定款の写し

熊本県公告第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年4月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字大人足4414番1及び同4415番3
3,607.73平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市本荘五丁目14番18号
東光石油株式会社

登 載 依 頼

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月11日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第21号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の表知事部局の項中

「 理事 局長 部長 医監 総括審議員 部次長 危機管理監
企業立地対策監 総室長 首席審議員 課長 室長 総室次長
審議員 情報企画監 歯科医長 首席農業専門技術員 首席林
業専門技術員 室次長 センター長 課長補佐
秘書課の知事秘書担当及び副知事秘書担当の主幹又は参事 人
事課の主幹（庶務担当の主幹を除く。） 財政課の主幹 管財課
の県庁舎管理担当の主幹又は係長 各部筆頭課の庶務担当の主
幹又は係長 私学文書課法制室の主幹 人事課の参事（人事給
与、服務又は職員団体の担当の参事に限る。） 財政課の参事
私学文書課法制室の参事 管財課の県庁舎管理担当の参事 巡
視長 人事課の主任主事及び主事（人事、给与、服務又は職員
団体に関する事務を行う者に限る。） 船長（漁業取締船あその
船長に限る。）

」を